

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙、丁、戊及び己は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kyushu-subaru.jp/fukuoka/announcement/>

(乙) <https://www.kyushu-subaru.jp/nishikyushu/announcement/>

(丙) <https://www.kyushu-subaru.jp/kumamoto/announcement/>

(丁) <https://www.kyushu-subaru.jp/ota/announcement/>

(戊) <https://www.kyushu-subaru.jp/minamikyushu/announcement/>

(己) <https://www.kyushu-subaru.jp/okinawa/announcement/>

令和八年一月九日

福岡市東区千早四丁目一四番一〇号

(甲) 福岡スバル株式会社
代表取締役 石川 篤

長崎県西彼杵郡時津町日並郷三六〇五番地一
(乙) 西九州スバル株式会社
代表取締役 中路 勝博

熊本市南区南高江一丁目二番三〇号
(丙) 熊本スバル自動車株式会社
代表取締役 松井 賢次

大分市大字宮崎八三五番地の一
(丁) 大分スバル自動車株式会社
代表取締役 林 政秀

鹿児島市下荒田四丁目五二番二二号
(戊) 南九州スバル株式会社
代表取締役 徳田 昭治

沖縄県浦添市勢理客四丁目一九番七号
(己) 沖縄スバル株式会社
代表取締役 武田 忠司

合併公告

左記組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は、各組合の主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月九日

福岡県みやま市瀬高町高柳五九三番地
(甲) 農事組合法人高柳
理事 金子 隆

福岡県みやま市瀬高町高柳二九九番地四
(乙) 農事組合法人さなみぞ
理事 馬場 俊博

福岡県みやま市瀬高町高柳六九九番地
(丙) 農事組合法人たかなぎ散田
理事 田中 芳徳

合併公告

左記法人は、合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日です。なお、この合併については令和七年十二月二十四日付で佐賀県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月九日

佐賀県伊万里市二里町八谷堀一一七番地
(甲) 学校法人佐賀カトリック学園
理事長 杉原 寛信

佐賀県佐賀市大和町大字久池井一五二〇番地二
(乙) 学校法人ロザリオ幼稚園
理事長 小峰 静江

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の羽村工場で行われる自動車製造事業、自動車部品製造事業及び工機保全事業(但し、羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンタ―に係る事業並びに第六工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業を除く。)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月九日

東京都羽村市緑ヶ丘三丁目一番地一
(甲) トヨタ自動車羽村株式会社
代表取締役 青木 是篤

東京都日野市日野台三丁目一番地一
(乙) 日野自動車株式会社
代表取締役 小木曾 聡

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社十勝ミートセンター(住所北海道帯広市西二十三条北二丁目一七番六号)に対して当社の北海道帯広地区における国産牛の加工および販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年四月一日であり、本新設分割は、会社法第八百五条に定める簡易分割の要件を満たすため、当社において株主総会による承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年一月九日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

マルハニチロ株式会社
代表取締役 池見 賢

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社HK(住所 東京都町田市小山町一一七六番地)に対して、当社の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月九日

東京都町田市小山町一一七六番地
有限会社秋原企業
代表取締役 萩原 典江

埼玉県入間郡三芳町上富一五四五番地一五
合同会社HT
代表社員 高橋 弘法

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

千葉県鎌ヶ谷市南初富四丁目六番五三一二
プラストラスト合同会社
代表社員 吉田 雄太

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

千葉県市川市柏井町一丁目二二〇四
合同会社友喜
代表社員 吉田 明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

東京都東村山市秋津町四丁目四〇番地四八
合同会社GRE
代表社員 鈴木 龍太